# シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応

令和元(2019)年6月 国 税 庁

# シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要

#### 新分野の経済活動・取引例

(主な特徴・傾向)

- ①広域的・国際的取引が容易
- ②足が速い
- ③取引の実態が分かりにくい
- ④申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



デジタルコンテンツ



ネット通販・ネットオークション



暗号資産 (仮想通貨)

情報収集・分析の充実



🛊) シェアリングビジネス・サービス



## 適下申告のための環境作り

#### 国税庁ホームページを通じた情報発信



#### (掲載内容の例)

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

#### 納税者利便の向上





## (2019年開始の取組例)

- ・スマートフォン専用画面で申告書作成
- ・ORコードを利用したコンビニ納付

#### 仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ



#### (取組例)

- ・業界団体から会員各社(仲介事業者)へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

# プロジェクトチームの設置 公開



- ・全国税局・事務所に設置
- •関係部署の職員で構成

公開情報から 効率的に収集 (インターネット等)

法的枠組みも利用して 非公開の有用情報を収集

(法定調書、情報照会手続等)



各種情報を組み合わせて 課税上問題があると見込ま れる納税者を的確に把握







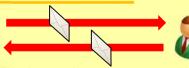


自発的な適正申告の履行を 呼びかける必要のある納税者

### 行政指導の実施

取引の有無・内容を確認(お尋ね)





自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認 を要請(見直し・確認)



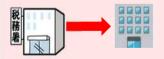


※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

大口・悪質な申告漏れ 等が見込まれる納税者

## 厳正な調査の実施

プラットフォーマー等からの証拠収集・事実認定







外国当局への情報提供要請

ICT事案特有の証拠隠しへも対応



(例) デジタル・フォレンジックの活用

# 背景

1990年代以降、パソコンをはじめとする情報処理機器やインターネット等の情報通信ネットワークの発展・普及に伴い、電子的な情報通信を利用した商品の売買やサービスの提供など(いわゆる電子商取引)が行われるようになりましたが、近年、ICT化が更なる発展を続けており、それに伴い、ビジネスの実態は大きく変化しています。

例えば、インターネットの通信規格が飛躍的に高速化し、これとあいまって、データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する「クラウドサービス」が普及を続けており、こうした変化により、例えば、デジタル・コンテンツの配信・利用など、ネットワークを通じて(従来は見られなかった)多様な取引が可能となっています。

また、スマートフォンやタブレット端末の普及により、事業者のみならず、消費者もネットワークを容易に利用できるようになり、働き方の多様化もあいまって、個人等が保有する 活用可能な資産等をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して提供する活動(いわゆるシェアリングエコノミー)や暗号資産(仮想通貨)取引等が増加してきています。

加えて、ネットワーク上では、例えば、広告料収入のみで運営され消費者が無償で利用できる、動画や音楽等のコンテンツ配信、スマートフォンの各種アプリケーション等も普及してきています。

以上のような取引は、ネットワーク上で行われているものであり、①広域的・国際的な取引が比較的容易である、②足が速い、③無店舗形態の取引やヒト・モノの移動を伴わない取引も存在するなど外観上、取引の実態が分かりにくい、④申告手続等に馴染みのない方も参入が容易である、などといった特徴を有しており、こうした取引に対しては、国税庁として的確に対応しなければ、適正な申告を行っていない納税者を見過ごすことになりかねません。

現に、国税局・税務署においてこれまで実施した調査において、動画配信、暗号資産(仮想通貨)取引、インターネット上のプラットフォーマーを介した売買、インターネット 広告(アフィリエイト等)により多額の利益を得ているにもかかわらず、申告がなされていない事例なども散見されており、国外からのデジタルコンテンツ配信等の役務提供に係る消費税(いわゆるクロスボーダー消費税)を申告していない国外事業者も把握されています。

一方、諸外国においても、こうした新たな経済活動に対する適正申告や適正課税の方策が課題とされており、こうした課題について、OECD税務長官会議(FTA)において議論されてきました。本年3月には、こうした議論の成果が報告書として取りまとめられ、適正申告や適正課税を確保するための種々の方策が示されています。

これまで、国税庁においては、インターネットを介した取引について、全国税局・沖縄国税事務所に設置している「電子商取引専門調査チーム」を中心に、情報収集・分析等に取り組んできたところですが、以上のような環境変化を踏まえ、今後はシェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動にも的確に対応する必要があると考えています。

具体的には、こうした分野に係る情報収集を拡充し、収集した情報の分析機能を高めることにより、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正な課税の確保に向けて、行政指導も含めた更なる取組が必要であると考えています。

# 情報収集・分析の充実

## (1) 法的な枠組みの積極活用

国税庁では、課税上有効な情報を収集するため、事業者等に対して任意の協力を求め、必要な情報を照会していますが、取引を行う納税者の特定や情報の収集が困難なケースも存在してきたところです。しかし、暗号資産(仮想通貨)取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元(2019)年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会(協力要請)について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました(令和2(2020)年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用)。

また、海外取引や海外資産を把握する観点からは、国外送金等調書や国外財産調書をはじめとした各種の法定調書制度が設けられているほか、租税条約等に基づく 外国の税務当局との情報交換の枠組み(CRSに基づく金融口座情報の自動的情報交換等)が設けられています。

国税庁としては、こうした法的な枠組みを積極的に活用して、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報収集に努めていきます。

## (2) プロジェクトチームの設置等

国税庁においては、全国税局・沖縄国税事務所に設置している「電子商取引専門調査チーム」を中心に、いわゆる電子商取引に関する情報収集・分析等に取り組んできたところですが(平成29事務年度情報収集件数:60万件程度)、シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動にも的確に対応するため、令和元(2019)年7月からは、「電子商取引専門調査チーム」をはじめ、関係部署の指名された職員で構成されるプロジェクトチームを全ての国税局・沖縄国税事務所に設置し、国税局・事務所間や関係部署間で緊密な連携・協調を図り、情報収集・分析等の取組を強化していきます(全国で200人規模を予定)。

### (3) ICTの積極活用

これまでも国税庁においては、あらゆる機会を通じて課税上有効な情報の収集に努めてきましたが、今後はインターネット上で公開されている情報を効率的に収集する技術など、新たなICTの活用を進めるとともに、デジタル・テクノロジーに精通した人材の育成・登用を進めます。

また、大量で様々な情報を有効に活用していくため、こうした情報を一元的に管理し、マイナンバーや法人番号をキーとして資料情報の横断的な活用を目的としたシステムの整備にも取り組んでいます(令和2(2020)年1月開始予定)。

国税庁としては、こうしたシステムも活用して各種の情報を組み合わせた情報分析の充実を図り、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動について課税上問題があると 見込まれる納税者を的確に把握し、適正課税の確保策(行政指導や調査の実施)へとつなげていきます。

# 効果的・効率的な適正課税の確保策の実施

## (1) 適正申告のための環境作り

国税庁においては、①国税庁ホームページを通じた申告等の税務手続や取引に関する課税上の取扱いの情報発信、②申告・納付手続の利便性の向上、③仲介事業者や業界団体等を通じた適正申告の呼びかけを実施することにより、適正申告のための環境作りに取り組んでいます。

このうち、手続の利便性の向上については、本年、年末調整済みの給与所得者(1か所からの支払のみ)に対して利用可能な「スマートフォン専用画面」の提供を開始しましたが、副業や兼業をされる方等が増加傾向にあることも踏まえ、来年は、利用可能対象者の範囲を副業等の雑所得のある方、2か所以上の給与所得のある方等にも拡大することを予定しています。また、本年から導入したQRコードを利用したコンビニ納付の普及にも努めてまいります。

加えて、業界団体等を通じた適正申告の呼びかけについては、既に、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会や一般社団法人シェアリングエコノミー協会を通じて、会員各社及びその利用者に対して、適正申告に向けた働きかけを行っているところですが、今後は、様々な取引についても、仲介事業者や業界団体等を通じた積極的な周知広報等を行っていきます。

### (2) 行政指導の実施

課税上問題があると見込まれる納税者のうち、自発的な適正申告の履行を促す観点から必要があると認められる納税者に対しては、お尋ね文書を送付するなどして、取引の有無やその内容について確認するといった対応を進めていきます。

その上で、修正申告や期限後申告が必要ではないかと思われる納税者に対しては、自主的な申告内容の見直しや申告の必要性の確認を要請することとします。 なお、こうした行政指導を効果的・効率的に実施するため、担当部署を設置することも検討していきます。

## (3) 厳正な調査の実施

大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者に対しては、厳正な調査を実施していきます。

こうした調査において必要がある場合には、反面調査や租税条約等に基づく外国当局への情報提供要請を行い、的確に証拠収集や事実認定を行います。また、調査で デジタル・データを取り扱う必要がある場面などにおいては、国税局及び税務署に配置された情報技術専門官も必要に応じて対応し、デジタル・フォレンジックなどの手法・技術も活用しながら、的確な証拠の保全に努めていきます。

なお、調査等実施後も申告状況を確認し、適正な申告が行われていない納税者に対しては、必要に応じて行政指導を実施するなどして、自発的な適正申告の履行を 促し、適正な課税の確保に努めていきます。

# 【取組事例1】 周知広報施策①

【取組施策1】(業界団体と協同した確定申告広報)

## ○ 業界団体による確定申告セミナーを後援

一般社団法人シェアリングエコノミー協会「確定申告2019!はじめてのシェアエコ確定申告入門講座」の後援・講師派遣。

【確定申告入門講座の模様】



出所:シェアリングエコノミー協会ホームページ (https://sharing-economy.jp/ja/news/20190131/)

# ○ 国税庁と業界団体が協同し、業界団体による次の周知·広 報を実施

- ・ 業界団体・会員企業等ホームページに確定申告特集ページへのリンクを掲載。
- ・ プラットフォーマーよりサービスの利用者(民泊事業者、シェアワーカー等)に対して、適正申告を呼びかけるよう\*、協会会員(プラットフォーマー)へ依頼。
- ※ 確定申告に関する情報として、国税庁ホームページ(確定申告特集・タックスアンサー)等 を案内

【リンク例】

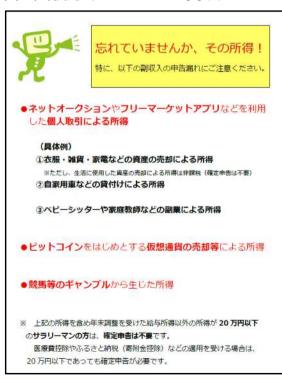


# 【取組事例2】 周知広報施策②

【取組施策2】(国税庁ホームページへの掲載等)

## ○ 「確定申告においてご留意いただきたい事項」の掲載

副収入の申告漏れへの注意喚起として、ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得、ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得がある場合に、原則確定申告が必要な旨を国税庁ホームページに掲載。



## ○「仮想通貨の計算書」の掲載等

適正申告に資するよう、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を通じて、仮想通貨交換業者が利用者に対して年間取引報告書を交付することを依頼しており、利用者が年間取引報告書を基に所得を計算できる「仮想通貨の計算書」を国税庁ホームページに掲載。



# (参考) 年間取引報告書を活用した仮想通貨取引に係る申告手続の簡便化 (イメージ)

## 【平成29年分の確定申告】



交換業者A





交換業者B

- ①一部の交換業者は年間取引 の明細を提供しているが、
  - ・仮想通貨同士を交換した場合
  - ・仮想通貨で商品を購入した場合などの記載内容が区々



納税者

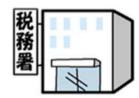
- ②仮想通貨の所得を自身で計算
- ※100回取引を行った者は自身で 100回分を集計
- ※複数の交換業者で取引を行った 者は全ての取引を自身で集計



③仮想通貨の所得を 確定申告書に記載



④確定申告書を 電子又は郵送 で提出



【平成30年分の確定申告】



交換業者A

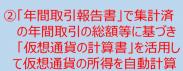


交換業者B

①年間取引報告書の交付 ※記載内容を統一



納税者



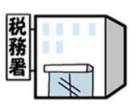


③仮想通貨の所得を 確定申告書に転記

※交換業者に要請すれば、個々の取引 履歴データを受領することができるため、 そのデータと自動計算アプリ等を用いて 所得計算をすることも可能

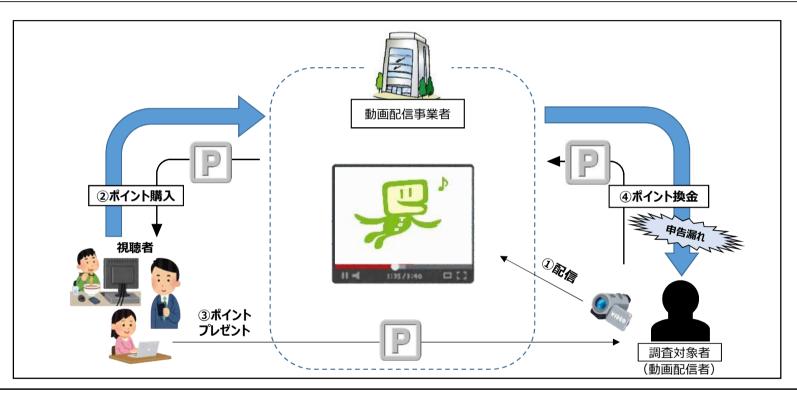


④確定申告書を 電子又は郵送 で提出



# 【取組事例3】調查事例①

# 事例1 動画配信に対する調査事例

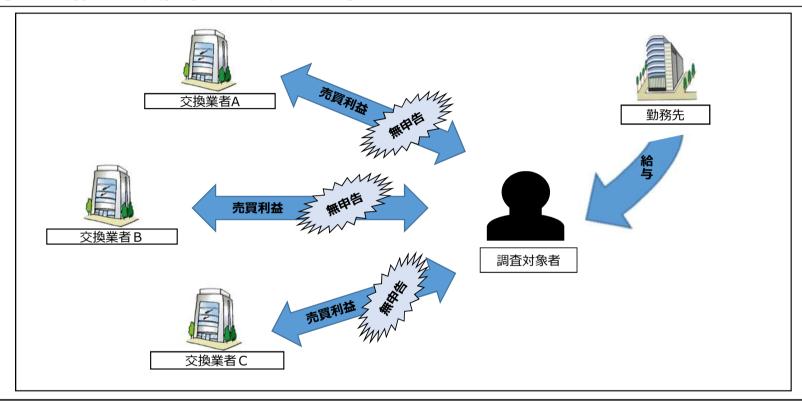


調査対象者は、動画配信事業者を通じて動画配信を行っている。動画の視聴者は、動画配信事業者からポイントを購入し、気に入った動画配信者にプレゼントすることができる。動画配信者は、視聴者からプレゼントされたポイントを動画配信事業者を通じて換金することができるところ、調査対象者のプレゼントされたポイントの総額が申告額を大幅に上回ることが想定されたため、調査を実施した。

調査の結果、視聴者からプレゼントされたポイントのうち、換金していないものについて申告していないことが判明した。

# 【取組事例4】調査事例②

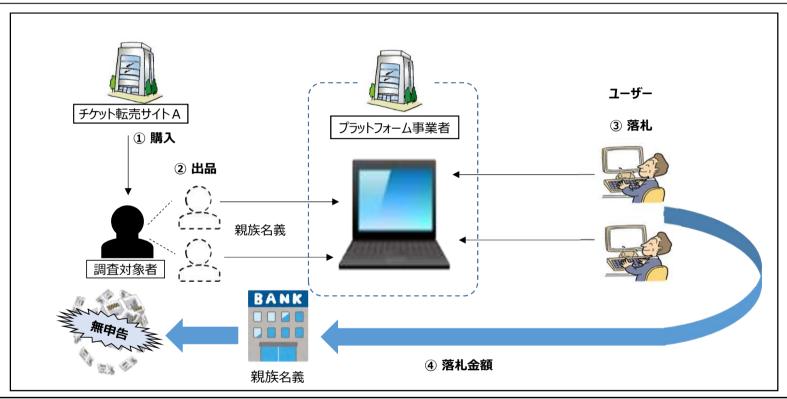
# 事例2 暗号資産(仮想通貨)取引に対する調査事例



調査対象者については、暗号資産(仮想通貨)取引で多額の売買利益を得ていることが想定されるにもかかわらず無申告であったため、調査を実施した。 調査の結果、給与収入を原資として、複数の交換業者を通じて暗号資産(仮想通貨)取引を行っており、これらの取引で得た利益について申告をしていないことが判明した。

# 【取組事例5】調査事例3

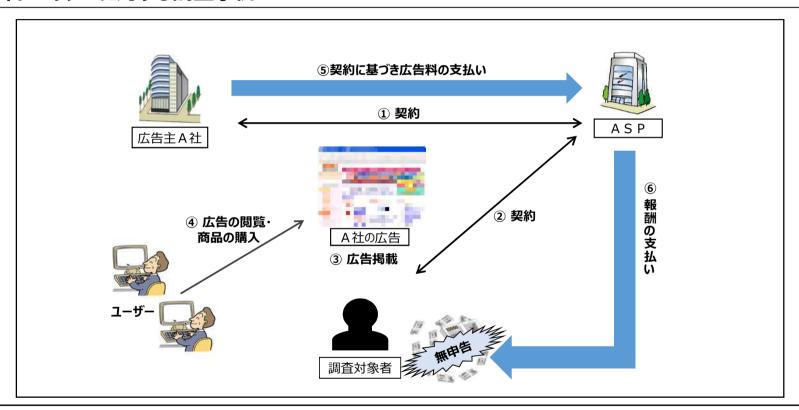
# 事例3 インターネット上のプラットフォーマーを介した売買に対する調査事例



調査対象者については、チケット転売サイトで購入したチケットを、ネットオークションに出品・売却することで、多額の利益を得ていることが想定されたため、調査を実施した。 調査の結果、オークションサイトのID登録のほか、決済口座も親族名義を利用することで、自分の名前が一切表面に出ないよう画策し、申告義務を逃れていたことが 判明した。

# 【取組事例6】調查事例4

# 事例4 アフィリエイターに対する調査事例

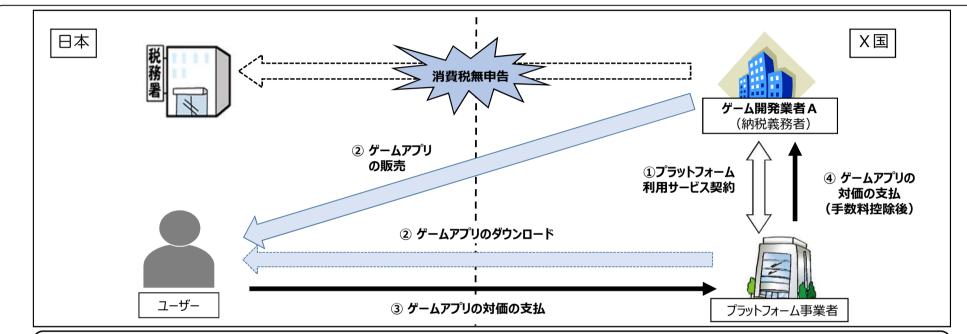


調査対象者については、ASP(Affiliate Service Provider)を通じて、多額のアフィリエイト報酬を得ていることが想定されたため、調査を実施した。 調査の結果、アフィリエイトで稼いだ利益について申告をしていないことが判明した。

※ASPは、広告を掲載してもらいたい広告主(A社)と広告を掲載したいアフィリエイター(調査対象者)を仲介する役割を担う業者。

# 【取組事例7】調查事例⑤

# 事例5 クロスボーダー消費税(BtoC取引)の調査事例



国外からのデジタルコンテンツ配信等の役務提供に係る消費税(「クロスボーダー消費税」)に関し、消費者向けの取引(「BtoC取引」)については国外事業者に申告納税義務が課されるところ、多くの国外事業者が日本市場に参入している「ゲーム配信」業界について、国内の売上ランキングが上位のゲームアプリを開発・販売している国外事業者に関する情報の収集・分析を行った。

その結果、プラットフォーム事業者を通じて日本のユーザーに対しゲームアプリの配信を行っているゲーム開発業者 A (国外事業者) の消費税が無申告となっている事実を把握した。

ゲーム開発業者Aに対し、日本のユーザーに対するゲームアプリの配信の対価は消費税の課税対象である国内取引に該当することを指摘したところ、消費税の期限後申告書が提出された。

国税庁は、無申告の国外事業者を把握するため、①電子商取引に着目したインターネット情報等の分析・検討、②外国税務当局との間の情報交換等による連携・協調、などにより、あらゆる機会を通じて情報の収集を行うとともに、その実態の解明に努めています。

また、OECD(経済協力開発機構)における「付加価値税の徴収に係るデジタルプラットフォームの役割」に関する議論等も踏まえて、今後も積極的な対応を図っていきます。

# 【参考1】「シェアリング&ギグエコノミー:プラットフォームユーザーに係る課税の実効性」報告書(概要)

- 2019年3月、OECD税務長官会議(FTA)は「シェアリング&ギグエコノミー:プラットフォームユーザーに係る課税の実効性」報告書を公表。
- 同報告書には、各国の税務当局がプラットフォームユーザーに係る課税の実効性を確保するために採り得る取組及び今後のFTAの作業方針等が記載されている。

#### 【課税の実効性を確保するために採り得る主な取組】

- 1. 自主申告の向上に向けた取組
- ▶ 申告納税の必要性等について一般的な情報提供 プラットフォーマーを介した情報提供はより効果的
- ▶ ユーザーの取引に関する情報を個別に情報提供
- 2. 国内のプラットフォーマーに対する義務付け
- ▶ 税務当局に対してユーザーの取引に関する情報を報告 ユーザーの身元の正確な特定が必要 多国間での情報交換を見据えた場合には、テンプレートの共通化が有益
- ▶ 源泉徴収の導入
- 3. 多国間での情報交換
- ▶ 租税条約等に基づき、国外のプラットフォーマーを利用しているユーザーに関する情報交換

### 【今後のFTAの作業方針】

- 1. モデル行動規範の策定
- :ユーザーの自主申告を促進するため、プラットフォーマーのモデル行動規範の策定に向け、プラットフォーマーの意見を踏まえつつ、FTAメンバー間で共同作業を進める。
- 2. 税務リスク特定に係るエビデンス・ベースの構築等
  - : シェアリング&ギグエコノミーに関する税務リスクの規模や、それに応じたコンプライアンス確保策について知見を深める。
- 3. 報告に係る標準モデルの策定
  - : プラットフォーマーから税務当局に対するユーザー情報の報告に係る標準モデルが策定される場合には、執行の立場から提言を行う。

# 【参考2】情報照会手続の整備(令和元年度税制改正)

暗号資産(仮想通貨)取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元(2019)年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会(協力要請)について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について、国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました(令和2(2020)年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用)。

## (1) 事業者等への協力要請

現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨が明確化された。

## (2) 事業者等への報告の求め

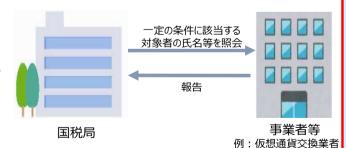
高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができる規定が整備されたもの。なお、事業者等に対して照会できる場合及び照会情報は限定されており、事業者等による不服申立て等も可能となっている。

#### 【照会できる場合】以下の全てを満たすこと

- 他の方法による照会情報の収集が困難であること(※法定調書や協力要請等により対象情報が入手できる場合は対象外)
- 申告漏れの可能性が相当程度認められること(以下の①~③のいずれかに該当する場合)
  - ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
  - ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
  - ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合
- 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

#### 【照会主体】

- 事業者等の所在地の所轄国税局長 (※照会しようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。) 【照会方法】
- 60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに書面による報告を求める 【照会情報】
- 対象者の氏名(又は名称)、住所(又は居所)、番号(個人/法人)(※いずれも保有している限度で対象とする。) 【不服申立て等】
- 不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け(※国税通則法上「処分」として位置付け) 【担保措置】
- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



# スマホ×確定申告

# 進化するスマート申告!

スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

# 国税庁 確定申告書等作成コーナー 給与所得の入力 年末調整済み源泉徴収票 > 年末調整済みと年末調整済みでない源泉徴収 票の見分け方 源泉徴収票を入力する 年末調整済みでない源泉徴収票 最大入力数:150件 源泉徴収票を入力する 次へ 戻る

開発中の画面ですので、実際の画面と異なる 場合があります。

## スマホでみやすい専用画面

令和2年1月から、副業等の雑所得のある方、2か所以上の給与所得のある方など、スマート フォン専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

## e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

#### Point!

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。









スマートフォン 専用画面へ

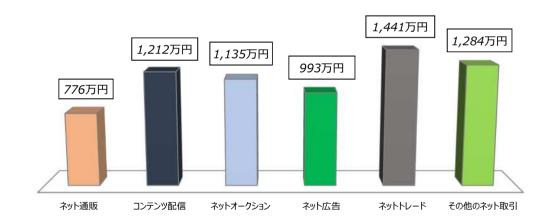
# 【参考4】 平成29事務年度 所得税等の調査事績の概要 (抜粋)

## インターネット取引を行っている個人に対する取組

- インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、平成30事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度においては、実地調査(特別・一般)を2,015件(平成28事務年度1,956件)実施し、1件当たりの追徴税額は約186万円、総額で約37億円を追徴課税しました。
- インターネット取引を行っている個人に対する調査状況(取引区分別)

その他のネット取引 ネット通販 354件 616件 (17.6%)(30.6%)ネットトレード 合計2,015件 336件 (16.7%)ネット広告 ネットオークション 241件 435件 (12.0%)(21.6%)コンテンツ配信 33件 (注) ( )内の数値は構成比 (1.6%)

○ 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)



#### (参考)

- 1 ネット通販・・・事業主が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法(オンラインショッピング)による取引
- 2 コンテンツ配信・・・インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション・・・インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告・・・ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード・・・インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引・・・出会い系サイトの運営など、1~5に該当しない取引